2 用途区分通達4-1-2の自動車

車体の形状	構造要件	留意事項
給水車	国、地方自治体において、災害時等に飲料水を専用に輸送するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 飲料水を収容するための物品積載設備を有し、かつ、飲料水を積み込むための適当な大きさの投入口又は飲料水を吸入するためのポンプ及びこれに付帯するホース等を有すること。 2 飲料水を給水するための専用の取り出し口を有すること。 3 緊急自動車である場合には、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有すること。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

医療防疫車 国、地方自治体、日本赤十字社又は医療法に基づく病・治療等	意事項 のための寝台
	いんしゅいる
	子は乗車定員
mad Cabband (Cabbanda) Ama	しないものと
1. 正来守顺门旭百七百七)100010、 医豚的山、石凉守 +2	0.80.000
	(昭和 23 年
	205号)第7
て、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているもの Act	8条
」	法(平成4年
	46号)第3
し、かつ、医師又は看護婦等の用に供する椅子を有す 条	
	方自治体、日
	字社が使用者
上()八代代上八〇〇〇二二八八元代上〇〇〇〇〇〇	場合にあって の老が使用者
	の者が使用者 ことを委任状
伽守で行すること。	ここと安正仏 面により確認
4 「の設備には、過当な主内無明力を有すること。 たたう	面により確認 ものとする。
3 2の衣直寺を下勤させるための動力源及の探下衣直 ・国 地	うりとする。 方自治体、日
を有すること。	,,,,,,,,, 字社以外が使
ただし、外部から動力の供給を受けることにより2 用者と	なる場合にあ
	、当該自動車
	者が医療法に
	病院又は診療
	あることを証
	面(中小企業
> X1+110(13/2 13/2 13/2 13/2 13/2 13/2 13/2 13/2]組合の場合
1,0000000 (10000000000000000000000000000	の組合員がこ 団体で構成さ
1,20011111とすることができる場合は、1,20011111)以上 カアハ	凹体で構成さ ることを証す
のること。 ス聿面	うことを証す) 又は獣医療
1 莱降口から「及びとの設備に至るにめの連路は、 法に基	ァスは訳医原 づく診療施設
有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該連 _{の開設}	の届出をした
路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中 _{者であ}	ることを証す
│ 心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、│ _{る書面}	の写しの提出
1,200mm)以上あること。	るものとす
ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗 る。な	お、当該自動
The second secon	有者が医療防
	して道路運送
	第 71 条に規
しゅうしゅう しゅうしゅう しゅう しゅう しゅう	予備検査を受
	合において せ中誌時に当
猟バすら伸行じめらっと	付申請時に当 の写し(国、
」	の与し(国、 治体、日本赤
	□啐、□平か が使用者とな
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	が 反用 目とる にあっては、
	等)の提出を
	認を行うもの
とする	0

車体の形状	構造要件	留意事項
採血車	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律	
3-1	定により業として行う採血の許可を得た者又は医療	
	規定による病院又は診療所の開設の許可を得た者が	+ = \tau + = + + + + + + + + + + + + + + + + +
	ら献血等の採血を行うために使用する自動車であっ	·
	次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているもの)をい 13 条 (業として行
	う。	う採皿の許可)
	つ。 1 ─ 採血に必要な器材及び採血した血液を保存する	、収集 ・医療法(昭和 23 年)
	容器を格納する設備を有すること。	法律第 205 亏) 第 /
	2 採血用の寝台又は椅子を有しており、かつ、打	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	業を行うに必要な空間を有していること。	^{ド皿作} ・採血用の寝台及び椅 子は乗車定員を算定
	3 2の設備には、適当な室内照明灯を有すること	
	4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自重	
	右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、た	
	通路と連結されていること。	ては、その者が使用
	ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効	セレシューレナ系に
	1,600mm (イの規定において通路の有効高	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)	- 製を行うも()とす
	1,2000000000000000000000000000000000000	以上 る。
	│	→・日本赤十字社以外が
		大川日になる場口に
	300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通路	
	る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中心	T T T T T T T T T T T T T T T T T T T
	向の最遠距離が2m未満である場合は、1,20	
	以上あること。	の確保等に関する法
	ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超え	1 -/- 2 55 4 5 4 5
	降口には、一段の高さが400mm(最下段の踏り	たはも本立は医療法
	っては、450mm)以下の踏段を有するか又は路	留台を の規定による病院又 の規定による病院又 の規定による病院又
	備えること。	け診療所の思設の許
	この場合における踏台は、走行中の振動等に	- より 可を得た者であるこ
	移動することがないよう所定の格納場所に確実	₹に収 とを証する書面の写
	納できる構造であること。	しの提出を求めるも
	エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したもの	0,00,00
	ること。	該自動車の所有者が
	オーウの乗降口には、安全な乗降ができるように	
	用取手及び照明灯を有すること。	送車両法第 71 条に
		規定する予備検査を 受ける場合において
		は、交付申請時に当
		該書面の写し(日本
		赤十字社が使用者と
		なる場合にあって
		は、委任状等)の提
		出を求め確認を行う
		ものとする。
	00	
	- 20 -	

主 は ふ 取 付 い	1#	`# ==	/#-	你幸士王
車体の形状	構		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	留意事項
軌道兼用車			くは軌道事業の特許を	・鉄道事業法(昭和
	受けた者又はこれら			61年法律第92号)
			型約を締結している者 とになる。	第 3 条(許可)、軌 道法(大正10年法
			復旧作業等のために使	律第3号)第3条
			に掲げる構造上の要件	(事業の特許)
	を満足しているもの	- •		・鉄道事業の許可を
	なお、用途区分通	達4-1(3)の	D規定は、本車体の形	受けた者又は軌道
	状には適用しないもの	•		事業の特許を受け
	1 線路又は軌道上 [:]	を走行するため	めの車輪を有している	た者であることを
	こと。			証する書面の写し
	2 線路又は軌道上	を走行するため	めの車輪の駆動は、運	(これらの者と線
	転者席、作業台等I	こおいて操作で	できること。	路又は軌道の維
	3 線路又は軌道の	維持、修繕、徇	复旧作業等のための設	持、修繕、復旧作
	備を有すること。			業等を行うことに
				関する契約を締結
				している者にあっ
				ては、当該契約書
				の写し)の提出を 求めるものとす
				スのるものと 9 る。なお、当該自
				動車の所有者が軌
				道兼用車として道
				路運送車両法第71
				条に規定する予備
				検査を受ける場合
				においては、交付
				申請時に当該書面
				の写しの提出を求
				め確認を行うもの
				とする。

車体の形状	構造要件	留意事項
図書館車	図書館法第2条に規定する地方公共団体、日本赤十字	・積載する図書は、車
	社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置する図	両重量に含むものと
	書館において、図書館法第3条第5号の自動車文庫を行	する。
	うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構	・3の椅子は乗車定員
	造上の要件を満足しているものをいう。	を算定しないものと
	なお、用途区分通達4-1(3) の規定は、本車体	する。
	の形状には適用しないものとする。	・地方公共団体、日本
	1 図書を搭載するための専用の書棚を有すること。	赤十字社が使用者と
	2 1の書棚は、図書が走行中の振動等により移動等す	なる場合にあって
	ことがないような構造であること。	は、その者が使用者
		となることを委任状
	3 図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための	等の書面により確認
	机、椅子を有すること。 まずし 1の表記が上記のましょう!	を行うものとする。 ・地方公共団体、日本
	ただし、1の書棚が大部分を占めていることによ	・地方公共団体、日本 赤十字社以外が使用
	り、図書を閲覧するため及び図書館事務を行うための	が「子社以外が使用」 者となる場合にあっ
	机、椅子を設けることができない場合にあっては、こ	ては、当該自動車の
	の限りでない。	使用者が図書館法
	4 図書を閲覧又は図書館事務を行う場所には、適当な	(昭和 25 年法律第
	室内照明灯を有すること。	118号)第2条に規
	5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の	定する一般社団法人
	右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、	若しくは一般財団法
	通路と連結されていること。ただし、利用者が車室外	人であることを証す
	からのみ利用する図書貸出し形態の構造のものにあっ	る書面の写しの提出
	ては、この限りでない。	を求めるものとす
	ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ	る。なお、当該自動
	1,600mm(イの規定において通路の有効高さを	車の所有者が図書館
	1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上	車として道路運送車
	あること。	両法第 71 条に規定
	イ 乗降口から1及び3の設備に至るための通路は、	する予備検査を受け
	有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通	る場合においては、 交付申請時に当該書
	路に係る1及び3の設備の端部と乗降口との車両中	面の写し(地方公共
	心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、	団体、日本赤十字社
	1,200mm)以上あること。	が使用者となる場合
	ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗	にあっては、委任状
	降口には、一段の高さが400mm(最下段の踏段にあ	等)の提出を求め確
	っては、450mm)以下の踏段を有するか又は踏台を	認を行うものとす
	備えること。	る。
	この場合における踏台は、走行中の振動等により	
	移動することがないよう所定の格納場所に確実に収	
	検動することがないよう所定の指納場所に確実に収 納できる構造であること。	
	•	
	エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであ	
	ること。	
	オーウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降	
	用取手及び照明灯を有すること。	
	6 物品積載設備を有していないこと。	

郵便車 郵便業務に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。なお、用途区分通達4・1(3) の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1 郵便差出額、切手等の販売等の郵便業務を行うために必要な設備を有すること。 2 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1の設備にあっては、適当な室内照明灯を有すること。 3 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の石側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあっては、この限りでない。 ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さを1,800mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。 イ 乗降口から1の設備に至るための通路は、類値に係る1の設備の端部と乗降口との車両中心場に、の使用者が1日本ること。 ・ 乗降口から1の設備に至るための通路は、積効幅、300mm以上、かつ、有効高さ1,800mm(当該通路方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の踏段にあっては、450mm)以下の路段を有するか又は踏合を備えること。この場合における路台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 エ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 4 物品積載設備を有していないこと。	る構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達4-1(3) の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1 郵便差出箱、切手等の販売等の郵便業務を行うために必要な設備を有すること。 2 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1の設備にあっては、適当な室内照明灯を有すること。 3 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ直接利用する形態の構造のものにあっては、この限りでない。 ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さを1,600mm(イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上あること。 イ 乗降口から1の設備に至るための通路は、有効幅	便法(昭和22年法 律第165号)等の 律第165号)便便 定による郵便物の 送達、八ガ等の 手のいう。 ・当該日本事の使株 大での書のとよいでの書いる。 ・当該自動車の所有
	係る1の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm)以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm(最下段の踏段にあっては、450mm)以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないよう所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。	71条に規定する予 備検査をける場合においては、 付申請時にその使 用者が日本郵便株 式会社である書の を委任状に認を行 により確認を行う

車体の形状	構造要件	留意事項
移動電話車	電気通信事業法に基づく電気通信事業者が、他人の需	・電気通信事業者と
少到电叫干	要に応じ電気通信業務を行うために使用する自動車であ	は、電気通信事業法
	って、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているも	(昭和 59 年法律第
	のをいう。ただし、専ら電話の電波の中継を行うことを	86 号)第 9 条第 1
	目的とする自動車にあっては、交換機を有し、かつ、ア	項の登録を受けた
	ンテナ等電波の中継に必要な設備を有していればよい。	者、第 16 条第 1 項
	1 電話機(携帯電話を除く。)、交換機その他電気通	の規定による届出を した者をいう。
	信業務に必要な通信機器又は電報の取りつぎ業務等を	・当該自動車の使用者
	行うための机、椅子、カウンター等を有すること。	が、電気通信事業法
	2 1の椅子及び利用者の用に供する椅子は、乗車設備	に基づく電気通信事
	の座席と兼用でないこと。	業者であることを証
	3 車室外からのみ直接利用できる場合以外の1及び2	する書面の写しの提
	の設備にあっては、適当な室内照明灯を有すること。	出を求めるものとす
	4 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の	る。なお、当該自動
	右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、	車の所有者が移動電 話車として道路運送
	通路と連結されていること。ただし、車室外からのみ	両単として連路連送 車両法第 71 条に規
	直接利用する形態の構造のものにあっては、この限り	定する予備検査を受
	でない。	ける場合において
	ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ	は、交付申請時に当
	1,600mm(イの規定において通路の有効高さを	該書面の写しの提出
	1,200mmとすることができる場合は、1,200mm)以上	を求め確認を行うも
	あること。	のとする。
	イ 乗降口から1及び2の設備に至るための通路は、	・1の椅子は、乗車人
	有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm(当該通	員を算定しないもの とする。
	路に係る1及び2の設備の端部と乗降口との車両中	C 9 3°
	心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、	
	1,200mm)以上あること。	
	ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗 降口には、一段の高さが400mm(最下段の踏段にあ	
	っては、450mm)以下の踏段を有するか又は踏台を	
	プロス、450mm)以下の超段を有するが文は超点を 備えること。	
	この場合における踏台は、走行中の振動等により	
	移動することがないよう所定の格納場所に確実に収	
	があずることがないようがたの名詞のがに確実に依 納できる構造であること。	
	エーウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであ	
	ること。	
	オーウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降	
	用取手及び照明灯を有すること。	
	5 物品積載設備を有していないこと。	
	- INTERPORTATION OF THE PROPERTY OF THE PROPER	

車体の形状	構造要件	留意事項
路上試験車	道路交通法第97条第2項(同法第100条の2第3項に	・道路交通法(昭和
	おいて準用する場合を含む。)の規定に基づく技能試験	35 年法律第 105
	に使用する自動車であって、助手席にて操作できる補助	号)第97条第2項
	ブレーキを有するものをいう。	(道路における運転
	なお、用途区分通達4 - 1(3)の規定は、本車体の形	技能検定試験)
	状には適用しないものとする。	・同法第 100 条の 2 第
		3 項(公安委員会が 行う再試験)
		・公安委員会が使用者
		となる場合にあって
		は、その者が使用者
		となることを委任状
		等の書面により確認
		を行うものとする。
		・公安委員会以外が使
		用者となる場合にあっては、道路交通法
		第 97 条第 2 項(同
		法第 100 条の 2 第 3
		項において準用する
		場合も含む。)の規
		定に基づく技能試験
		を行うため、公安委
		員会が指定した自動 車の使用者であるこ
		とを証する書面の写
		しの提出を求めるも
		のとする。なお、当
		該自動車の所有者が
		路上試験車として道
		路運送車両法第 71
		条に規定する予備検
		査を受ける場合においては、交付申請時
		に当該書面の写し
		(公安委員会が使用
		者となる場合にあっ
		ては、委任状等)の
		提出を求め確認を行
		うものとする。

車体の形状	構造	 i 要		留意事項
教習車	道路交通法第98条の自	動車教習所又	ては同法第99条の指	・自動車教習所又は
	定自動車教習所において	使用し、かつ	つ、専ら自動車の運	指定自動車教習所
	転に関する技能の検定又	は教習の用に	ニ供する自動車、又	において使用する
	は道路交通法第108条の	4 第 1 項に定	める指定講習機関	自動車について
	において使用し、かつ、	初心運転者に	ニ対し運転について	は、使用者から公 安員会に対して教
	必要な技能の講習の用に			登員去に対して教 習用自動車の証明
	にて操作できる補助ブレ	ーキを有する	ものをいう。	顧の日勤卓の証明 願いをした場合、
	なお、用途区分通達 4	- 1(3)の規	見定は、本車体の形	公安委員会は、所
	状には適用しないものと	する。		定の事実確認をし
				た後、使用者に対
				し指定自動車教習
				所路上教習用自動
				車証明書又は指定
				外自動車教習所路 上教習用自動車証
				工教自用日勤単証 明書を交付するこ
				ととなっているの
				で、これらの証明
				書の写しの提出を
				求めるものとす
				る。なお、当該自
				動車の所有者が教
				習車として道路運
				送車両法第71条に 規定する予備検査
				祝足りる / 禰快員 を受ける場合にお
				いては、交付申請
				時に当該書面の写
				しの提出を求め確
				認を行うものとす
				る。

車体の形状		件	留意事項
霊柩車	<u>梅</u> 足 安 地方自治体、貨物自動車運送事業法 自動車運送事業の許可を受けた者等が を運搬するために使用する自動車であ	に基づく一般貨物 、専ら柩又は遺体	世 ・貨物自動車運送事業 法(平成元年法律第 83号)第3条(一
	を収容するための担架を収納する専用 m以上、幅0.5m以上、高さ0.5m以上 かつ、枢又は担架を確実に固定できる	月の場所(長さ1.8)を有しており、	般貨物自動車運送事業の許可) ・枢又は担架について
	をいう。	の規定は、本車体	は 、 そ の 重 量 を 100kg として安全性 等の確認をする。こ の場合において、当
			該重量は車両重量に は含めないことと し、また、積載量も 付与しないこととす
			る。 ・地方自治体が使用者 となる場合にあって
			は、その者が使用者 となることを委任状 等の書面により確認 を行うものとする。
			・地方自治体以外が使用者となる場合にあっては、当該自動車の使用者が、指標を
			の使用者が、貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車 運送事業の許可を受
			けた者等にあっては、霊柩事業を行う 者である旨の書面の
			写しの提出を求める ものとする。なお、 当該自動車の所有者 が霊柩車として道路
			運送車両法第 71 条 に規定する予備検査 を受ける場合におい ては、交付申請時に
			当該書面の写し(地 方自治体が使用者と なる場合にあって
			は、委任状等)の提出を求め確認を行う ものとする。 ・最大積載量は算定
			しないものとする。

車体の形状	構造	要	件	留意事項
広報車	国、地方自治体、公益	社団法人、	公益財団法人又は電	・広報業務を伴って使
	気、ガス等の公益企業(公益企業の	の団体を含む。)が、	用する必要最小限の
	施策や業務内容等を広く	一般の人間	こ知らせるために使用	道具等を積載するた
	する自動車であって、次	の各号に持	曷げる構造上の要件を	めの最大積載量
	満足しているものをいう	0		500kg 以下の装置
	なお、用途区分通達 4	- 1 (3)	の規定は、本車体	は、この場合の物品
	の形状には適用しないも	, ,		積載設備と見なさな
		· •	「広報設備」という。)	いものとする。 ・国、地方自治体が使
	を有すること。	.,,,		用者となる場合にあ
	2 広報するための者の	用に供する	3座席を有する場合に	っては、その者が使
	- は、この座席が固定さ			用者となることを委
	上の空間を有すること。		75 D 177 10 1,200 11111 97	任状等の書面により
		-	送するための設備は、	確認を行うものとす
	車室内において操作可			る。
	固定された拡声器によ			・国、地方自治体以外
	4 当該自動車の車体の		•	が使用者となる場合
	4 ヨ談百勤単の単体の 者を示す表示がなされ		- ,	にあっては、当該自
	自をぶり表示がなされ 5 物品積載設備を有し		•	動車の使用者が、公
	3 初回傾興政権を有し	(1/4/16	- C ₀	益社団法人、公益財
				団法人又は公益企業
				である場合には、当
				該法人等の定款等で
				広報業務を行うこと
				としている書面の写
				しの提出を求めるも のとする。なお、当
				該自動車の所有者が
				広報車として道路運
				送車両法第 71 条に
				規定する予備検査を
				受ける場合において
				は、交付申請時に当
				該書面の写し(国、
				地方自治体が使用者
				となる場合にあって
				は、委任状等)の提
				出を求め確認を行う
				ものとする。
				・車体両側面への表
				示文字は、一辺が
				8㎝以上の大きさで
				あり、かつ、容易に消えないもので
				に消えないもので
				地色と同色でない
				こと。

古体の形型	 		<i>II</i> +	の主ま ち
車体の形状	構造		件	留意事項
放送中継車	放送法に基づく放送事		•	・日本放送協会が使用者 となる場合にあって
	ジオ中継等の放送中継業	務を行うた	ために使用する自動車	は、その者が使用者と
	であって、次の各号に掲	げる構造」	ニの要件を満足してい	なることを委任状等の
	るものをいう。			書面により確認を行う
	1 テレビ中継を行う自	動車はテレ	vビ中継を行うために	ものとする。
	必要な設備を有し、ラ	ジオ中継を	行う自動車はラジオ	・日本放送協会以外が使
	中継に必要な設備を有	し、音声中	2継等を行う自動車は	用者となる場合にあっ
	音声中継等に必要な設	- ,		ては、当該自動車の使
	整等を行うための専用			用者が、放送法(昭和
			゙ゖヮ゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚゚゙゙ゔゔゔゔゔ゚゙゚゚゙゙゙゙゙゙゚゚゙゚゚゙゚゚゙゚゚	25 年法律第 132 号) に基づく放送事業者等
	有すること。	19 20 6 7	1、CC の区口以間分で	に参り、放送事業有等 であることを証する書
		·+	ᇫᄼᆂᆉᆉᅜᄑᅺᇬᅜᄱ	面(電波法(昭和 25
		させる <i>に</i> %	の動力源及び操作装	年法律第131号)に基
	置を有すること。			づく放送を行う無線局
	,		E受けることにより放	の免許状) の写しの提
	送中継設備を作動させ			出を求めるものとす
	装置及び操作装置を有	するもので	· あること。	る。また、放送事業者
	4 当該自動車の車体の	両側面には	は、当該自動車の使用	以外の使用者(放送事
	者を示す表示がなされ	ていること	- 0	業者以外の者には、教
				育の一貫として放送に かかる学部を擁する大
				かかる字部を擁する人 学及び放送事業者の委
				託により放送中継業務
				を行う番組を制作する
				法人に限られる。)の
				場合には、当該自動車
				の使用目的と使用者の
				業務の関連を記載した
				書面の提出を求めるも
				のとする。なお、当該
				│ 自動車の所有者が放送 │ 中継車として道路運送
				中継単乙 0 て追跖運込 車両法第 71 条に規定
				する予備検査を受ける
				場合においては、交付
				申請時に当該書面の写
				し(日本放送協会が使
				用者となる場合にあっ
				ては、委任状等)の提
				出を求め確認を行うも
				のとする。
				・車体の両側面への表
				示文字は、一辺が
				8cm以上の大きさで あり、かつ、容易に
				めり、かり、谷勿に 消せないもので地色
				と同色でないこと。

車体の形状	構造要件	留意事項
理容・美容	理容師法又は美容師法の規定に基づき、都道府県知	
車	に理容所又は美容所として届出をした者が、理容業務	{又 使用する必要最小
	は美容業務(以下「理容業務等」という。)を行うた	
	に使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上	
	要件を満足しているものをいう。	載量500kg以下の装
	なお、用途区分通達4-1(3) の規定は、本庫	[体 置は、この場合の 物品積載設備と見
	の形状には適用しないものとする。	初品慎戦設備と兄
	1 理容業務等を行うために必要な理容器具、美容	器る。
	具、消毒用具等の設備を有すること。	・理容師法(昭和 22
	2 1の設置場所は、採光、照明及び換気装置を有す	る 年法律第234号)第
	こと。	11 条(理容所の開
	3 理容業務等を受ける者の用に供する椅子を有して	
	り、当該椅子は乗車装置の座席と兼用でないこと。	き、都道府県知事に
	4 理容業務等を受けるための者の用に供する椅子の	1 + + - + 1 +
	近には、一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の作	サオス書表の官しの
	用床面積を有しており、かつ、当該床面から上	方 提出を求めるものと
	1,600mm以上の空間を有すること。	する。なお、当該自
	5 物品積載設備を有していないこと。	動車の所有者が理
		容・美容車として道
		路運送車両法第 71
		条に規定する予備検
		査を受ける場合にお
		いては、交付申請時
		に当該書面の写しの
		提出を求め確認を行うものとする。
		・美容師法(昭和 32
		年法律第 163 号)第
		11 条 (美容所の位
		置等の届出)に基づ
		き、都道府県知事に
		美容所として届出を
		した者であることを
		証する書面の写しの
		提出を求めるものと
		する。なお、当該自 動車の所有者が理
		容・美容車として道
		路運送車両法第 71
		条に規定する予備検
		査を受ける場合にお
		いては、交付申請時
		に当該書面の写しの
		提出を求め確認を行
		うものとする。